

労働情報なごや

(2024年10月発行)

「愛知県最低賃金」は、令和6年10月1日から**時間額 1,077 円に改正!**50円
UP

～使用者の方も、労働者の方も最低賃金を上回っているか必ず確認しましょう～

愛知県内の事業場で働くすべての労働者（常用・臨時・派遣・パート・アルバイト等）に適用されます。使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

賃金が時間給以外で定められている場合（月給・日給等）、賃金を1時間当たりの金額に換算して時間額1,077円と比較します。

詳細については、愛知労働局ウェブサイトをご覧ください。最寄りの労働基準監督署・愛知労働局労働基準部賃金課（TEL：052-972-0257）にお問い合わせください。

| 労働基準監督署 | 電話番号 | 市内管轄区域 |
|-------------|--------------|---------------------|
| 名古屋北労働基準監督署 | 052-961-8653 | 東、北、中、守山 |
| 名古屋南労働基準監督署 | 052-651-9207 | 中川、港、南 |
| 名古屋東労働基準監督署 | 052-800-0792 | 千種、昭和、瑞穂、熱田、緑、名東、天白 |
| 名古屋西労働基準監督署 | 052-481-9533 | 西、中村 |

賃金引上げに向けた国の中小企業支援のご案内

◎業務改善助成金（令和6年度）

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者等が、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資等を行った場合にその費用の一部を助成する制度です。

助成対象経費例 機器・設備の導入、経営コンサルティング導入、人材育成・教育訓練

申請期限 令和6年12月27日（金） 事業完了期限 令和7年1月31日（金）

＜＜問合せ先＞＞ 業務改善助成金コールセンター

TEL:0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

[詳細はこちらから](#)

＜＜申請窓口＞＞ 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL:052-857-0313

◎キャリアアップ助成金

『キャリアアップ助成金』は、非正規雇用労働者（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など）の処遇改善の取組等、キャリアアップ計画を作成し、以下のコースいずれかを実施した事業主に対して助成されます。

- ① 正社員化コース
- ② 障害者正社員化コース
- ③ 賃金規定等改定コース
- ④ 賃金規定等共通化コース
- ⑤ 賞与・退職金制度導入コース
- ⑥ 社会保険適用時処遇改善コース（令和6年10月新設）

[詳細はこちらから](#)

＜＜問合せ先＞＞ 愛知労働局 あいち雇用助成室 TEL:052-688-5758

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう！

長時間労働の削減に向けて事業主が 取り組むべきことは？

事業主は労働者の労働時間を正確に把握しましょう。時間外・休日労働協定（36協定）の内容を労働者に周知し、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。

職場のハラスメントの防止に向けて 取り組むべきことは？

事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを防止する必要があります。

労働者とその周囲の方は、ハラスメントに気づいたら相談窓口へ連絡しましょう。

働き方はどのように見直せばよいですか？

事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。使用者と労働者で話し合っただけで計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。

新しい働き方を導入する場合は どのように対応すべき？

テレワークなどの新しい働き方の導入にあたっては、企業も労働者も安心して取り組むことができる環境を整備することが重要です。「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（厚生労働省）などを活用しましょう。

労働者が過労死等の危険を感じた場合に 備えて取り組むべき対策は？

労働者は自身の不調に気がついたら、早めに周囲の人や医師などの専門家に相談しましょう。

事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

働きすぎによる健康障害を防止する ために必要なことは？

事業主は労働者の健康づくりに向け積極的に支援すること、**労働者**は自らの健康管理に努めることが必要です。

心の健康を保つために 取り組むべきことは？

事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、**労働者**はストレスチェックにより、自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

勤務間インターバル制度とは？

終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るため有効なものです。労使で話し合い、制度の導入に努めましょう。

※名古屋市、愛知労働局、各労働基準監督署または労働条件相談ホットライン（TEL:0120-811-610）で労働相談や情報提供を受け付けています。名古屋市の労働相談は4ページをご覧ください。

過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内

参加無料

開催日時 令和6年11月12日（火）14:00～16:30（受付13:30～）

会場 名古屋市中企業振興会館 7Fメインホール
（名古屋市千種区吹上二丁目6番3号）

主催 厚生労働省

基調講演 「パワハラのは発生は予防できるのか？過労死のない社会を目指して」
津野 香奈美 氏（神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授）

申込方法 事前申し込みが必要です。右記の二次元コードからお申込みください。

詳細はこちらから

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ！

＜問合せ先＞ 株式会社プロセスユニーク

TEL: 0570-080082 FAX:052-915-1523

MAIL: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp



愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック・東海ろうきん共催

退職（定年）を控えた方向け
参加無料

第20回退職準備セミナー（年金受給準備セミナー）開催のお知らせ

- テーマ ◆ 共済年金と厚生年金の一元化について
◆ 公的年金はいつからいくらもらえるのか
◆ 65歳までの暮らし方をどうする
◆ 定年前後にやるべきこと3大手続き（年金・雇用保険・健康保険など）

開催時間 午前 10:00～12:30 / 午後 13:30～16:00

開催日時 第1回 令和6年11月9日（土）午前 / 第2回 11月9日（土）午後
第3回 令和6年11月10日（日）午前 / 第4回 11月10日（日）午後
第5回 令和6年11月16日（土）午前 / 第6回 11月16日（土）午後
※第1回から第5回は民間企業などに勤めの方

第6回は公務員・私立学校教職員組合（旧共済年金）の方を対象としています。

会場 ワークライフプラザれある（全労済金山会館）6階大会議室
名古屋市熱田区金山町1-14-18

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

定員 各回80名（定員になり次第メ切）

対象 59～62歳で民間企業などに勤めの方（厚生年金）

公務員・私立学校教職員の方（共済年金）※ご夫婦での参加がおすすめ

講師 社会保険労務士 鈴木 久子 氏

申込方法 所定申込書にご記入後、所属の労働組合、または愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロックへお申込みください（FAXまたはEメール）。

＜申込書の請求・問合せ先＞

愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック TEL:052-682-6029 FAX:052-682-6049

MAIL: tomonokai@ray.ocn.ne.jp

東海労働金庫 本店 TEL:052-243-8800

無料 で、専門家がニーズに合わせた講座を行います！

名古屋市
労働に関する **出前講座**

企業内や団体の会合などで実施する研修に講師を派遣します！

…こんなニーズはありませんか？

- ★社内の管理監督者向けに**労働法や労務管理の基礎**について解説してほしい！
- ★**ハラスメント対策**について学びたい！
- ★**メンタルヘルス不調者**への対応や正しい理解・対策について社内研修を行いたい！

カスタマーハラスメント対策についても対応できるようになりました！

【申込できる方】中小企業や中小企業で構成される経済団体・事業主等のグループなど

【講座内容】①労働法講座 ②メンタルヘルス対策講座 ③カスタマーハラスメント対策講座

【講師】社会保険労務士、心理カウンセラー

【講座時間】50分以上2時間以内

【日時】月曜日～金曜日 午前10時～午後9時

【会場・機材等】実施団体でご用意下さい（会場は名古屋市内）

※勉強会や講演会などで、原則15人以上が参加する行事が対象

＜問合せ先＞名古屋市経済局労働企画課 TEL:052-972-3146 FAX:052-972-4129
MAIL: a3145@keizai.city.nagoya.lg.jp

詳細はこちらから



～職場でのトラブルや悩みごとはありませんか？～

【名古屋市市民相談室 労働相談】のご案内

雇用、賃金、解雇などの労働に関する問題でお困りの市内在住または在勤の方を対象に、市民相談室で専門家による労働相談を行っています。

相談受付：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）
午前9時～11時45分・午後1時～3時45分

電話：052-972-3163

場所：名古屋市役所西庁舎1階（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）

E mail: rodosodan@keizai.city.nagoya.lg.jp

※Eメールによるご相談は、氏名（可能な限り）、性別、年代、お住まい又は勤務地の区を記入し、相談内容についてなるべく詳しくお書きください。

- ◆相談無料
- ◆秘密厳守

●編集 名古屋市経済局産業労働部労働企画課

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 TEL:052-972-3145 FAX: 052-972-4129

本紙は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。